

平成23年度 第15回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年11月30日（水）午前10時～11時50分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 中原都

【事務局職員】

次長 加賀田 啓 任用課長 山添 久
給与課長 稲田 将 副主幹 懸樋 順一
副主幹 新高 謙一 副主幹 遠藤 公亮

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 職員の採用選考について

議案第3号 人事委員会規則の新設並びに人事委員会告示及び人事委員会委員長通知等の一部改正について

報告第1号 平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の採用候補者について

報告第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者について

5 議事の公開・非公開

議案第1号及び第3号を公開とし、議案第2号並びに報告第1号及び第2号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答しようとするもの。

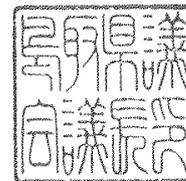
- ① 条例案の名称
議案第11号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第17号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ② 照会文及び条例案の概要等



鳥県議第268号
平成23年11月28日

鳥取県人事委員会委員長 様

鳥取県議会議長



意見聴取について

知事から提出された次の条例案について、地方公務員法第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 議案第11号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第17号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

<趣旨>

- ① 東日本大震災の発生に伴い、通常の特務手当の制度が予定している業務の危険性、困難性をはるかに超える業務に従事する職員に対し、その業務内容に応じた手当額となるよう、国に準じて、特例規定を設けるもの。

- ② 死体取扱手当及び呼出手当について、2以上の死体を取り扱う作業の不快性に鑑み、他県の状況を勘案し、算定単位を見直すもの。

<概要>

① 東日本大震災関係（施行期日：公布日（平成23年3月11日適用））

| 手当 | 本則 | 特例案 |
|--------------------|---|---|
| 災害応急手当 （原発関係） | 1,680円/日 （条例18条2項3号、3項2号） | (1)福島第一原発敷地内 ・免震重要棟外…20,000円/日 （原子炉建屋内（通知規定）…40,000円/日） ・免震重要棟内（通知規定）…5,000円/日 (2)警戒区域 ・屋外…10,000円/日（※） ・屋内…2,000円/日 原発から半径3km以内（通知規定）では、 ・屋外…20,000円/日（※） ・屋内…4,000円/日（国…2,000円/日） (3)避難指示区域、計画的避難区域 ・屋外…5,000円/日（※） ・屋内…1,000円/日 (4)屋内退避指示区域 ・屋外…2,500円/日（※） （※）1日の作業時間が4時間未満は60/100（規則規定） |
| 災害応急手当 （原発関係以外） | 840円/日 日没時～日出時までの作業は、 1,260円/日 立入禁止区域での作業は、 1,680円/日 （条例18条2項3号、3項1号、2号） | <u>1,680円/日（国…840円/日）</u> <u>日没時～日出時までの作業は、</u> <u>2,520円/日（国…840円/日）</u> <u>被災地で引き続き5日以上作業する場合は、</u> <u>3,360円/日（国…1,680円/日）</u> |
| 死体取扱手当 | 通常死体…1,600円/日 異常死体…3,200円/日 （条例8条1項2号、2項2号、3項） | 通常死体…1,600円/日 異常死体…3,200円/日 1日10体以上取扱う場合は、 通常死体…3,200円/日 異常死体…6,400円/日 （平成24年3月31日まで。4月1日以降は、 一体当たりとする本則を適用） |

（下線部分：国と異なる部分、地方財政計画（総務省）の警察庁改善要求内容どおり）

② 東日本大震災関係以外（施行期日：平成24年4月1日）

| 手当 | 現行 | 改正案 |
|--|--|--------------------------------|
| 死体取扱手当 | 通常死体…1,600円/日 異常死体…3,200円/日 （条例8条1項2号、2項2号、3号） | 通常死体…1,600円/体 異常死体…3,200円/体 |
| 死体取扱作業に係る緊急 の呼出し時における加算 特例（呼出手当） | （支給対象外） | 1,240円/回 |

<条例改正に伴う規則・通知の改正予定>

○ 人事委員会規則

- ・ 手当支給の特例として、警戒区域、避難指示区域、計画的避難区域、屋内退避指示区域における1日の屋外作業が4時間に満たない場合は、手当額の100分の60を支給することとする。
- ・ 1日の屋外業務の時間の算定については、2以上の作業に従事することにより手当の支給対象とならない屋外作業の時間も対象とする。

(具体例)

- ・ 9:00~12:00 警戒区域での屋外作業 (10,000 円) 13:00~14:00 計画的避難区域での屋外作業 (5,000 円) の場合
→ 警戒区域での作業時間 3 h + 計画的避難区域での作業時間 1 h = 4 h として算定し、10,000 円を支給する。

○ 人事委員会通知

- ・ 警戒区域、避難指示区域、計画的避難区域、屋内退避指示区域については、「海域及び上空」を含むことを規定する。
- ・ 災害応急手当において、「心身に著しい負担を与える」として加算対象とする施設、区域での作業を規定する (原子炉建屋内及び警戒区域のうち原発から半径 3 km 以内での作業)。
- ・ 原発敷地内における作業で、手当額が 5,000 円となる場合を規定する (免震重要棟内での作業)。

職員の給与に関する条例等の一部改正について

<趣旨>

職員の給料月額について、人事委員会勧告 (公民較差解消) どおり減額改定するもの。

※ 特別給は人事委員会勧告どおり据置き

<概要>

① 給料月額を 0.6% 引下げ (医師を除く)

※ 再任用職員、任期付職員、任期付研究員も同様に引下げ

[給料表に乗じる率 (千分率)]

| 職員の区分 | 現行 | 改正案 |
|--------------------------|-------|-----|
| 行政職 1～2 級 (主事・技師級) 相当 | 1,000 | 994 |
| 行政職 3～5 級 (係長級・課長補佐級) 相当 | 965 | 959 |
| 行政職 6 級以上 (課長級以上) 相当 | 936 | 931 |

② 経過措置額も同様に引下げ

ア 平成 18 年給与構造改革

イ 平成 23 年研究職給料表見直し

③ 施行日 平成 24 年 1 月 1 日

<条例改正に伴う規則の改正予定>

| 規則名 | 改正内容 |
|--|---|
| ① 管理職手当に関する規則 | 給料月額と同様の手当額の引下げ (別表第 2 関係) |
| ② 平成 18 年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則 | 保障額算定の元となる H18. 3. 31 時点の給料月額に乗じる率 (現行 965/1,000、936/1,000) の改正 (第 4 条・第 5 条関係) |
| ③ 職員の給与に関する条例別表第 2 の備考 2 等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則 | 行政職給料表以外の給料表で、同級内で行政職 2・3 級相当又は 5・6 級相当が混在する場合に設けている号給間の間差を滑らかにするための調整率を改正 (別表関係) |

<給与構造改革における経過措置額の廃止及び現行給料表構造の是正>

労使ともに課題であるという共通認識の下、労使合意を目指して、平成 24 年 2 月議会への条例改正案の提案 (平成 24 年 4 月 1 日実施) に向けて、交渉継続中。

③ 条例案に対する人事委員会の判断 (案)

【議案第 11 号関係】

警察職員が東日本大震災の被災地において行う災害警備、遭難救助、死体取扱作業等の特殊性に鑑み、これらの作業に従事した場合の災害応急手当及び死体取扱手当の特例を設けるとともに、2 以上の死体を取り扱う作業の不快さに鑑み、死体取扱手当の算定単位を改め、緊急な呼出しを受けて作業に従事する場合の死体取扱手当の特例を定めるものであり、妥当と考える。

【議案第17号関係】

本委員会が行った勧告の内容に沿うものであり、妥当と考える。

【質 疑】

委 員

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について2点確認したい。

一点目として、警察職員の特殊勤務手当のうち死体取扱手当について、手当算定の単位となる死体1体のカウントの仕方を教えてほしい。具体的には、死体1体でも、検視作業、死体取扱作業で複数の者がかかわる場合がある。この場合、作業に携わった者ごとに、1体としてカウントすることとなるのか。

事務局

そのとおり。作業に携わった者ごとにそれぞれ1体としてカウントし、手当を支給する。

委 員

二点目として、今回、手当支給の特例を認める警戒区域、避難指示区域等の名称は、今後、変更になると聞いたが、震災発生時に遡って適用する趣旨なので、名称はこのままでよいという趣旨か。

事務局

現時点で、国の方ではこの名称で告示している。

今後、もし名称が変更された場合、必要であれば、条例を改正することになるだろう。

2 議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

人事委員会規則の新設並びに人事委員会告示及び人事委員会委員長通知等の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり人事委員会規則を新設し、並びに人事委員会告示及び人事委員会委員長通知等の一部を改正しようとするもの。

① 規則等の名称

(1) 新設

鳥取県人事委員会に提出する書類の押印の見直しに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

※内容は、次の3規則の一部改正

- ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則
- ②不利益処分についての不服申立てに関する規則
- ③職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(2) 一部改正

ア 告示

- ①不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式
- ②職員の勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面様式

イ 通知

- ①職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針
- ②職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ③ボランティア休暇の取扱いについて
- ④県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ⑤ボランティア休暇の取扱いについて（県費負担教職員関係）
- ⑥職員の定年に関する制度の運用について
- ⑦自己啓発等休業制度の運用について

- ⑧育児休業等制度の運用について
- ⑨職員の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- ⑩住居手当の運用について
- ⑪通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- ⑫単身赴任手当の支給に関する規則の運用について

② 趣旨・概要

人事委員会規則等に基づき人事委員会や任命権者等に提出する書類について、事務手続の簡素化、提出者の負担軽減の観点から、提出者（個人に限る。）がその氏名を自署した場合は押印を省略することができることとする等所要の改正を行う。

○県に提出する書類の押印については、省略が可能なものについて個別に簡素化を進めてきたところ。

○書類提出者（主に県民）の負担軽減をより徹底するため、知事部局は平成 23 年 10 月 28 日付けで「鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則」（平成 23 年鳥取県規則第 61 号）を施行。

○事務手続の簡素化、提出者の負担軽減の観点から、本委員会としても同様の趣旨の制度改正を行うこととする。

○①改正対象となるべき人事委員会規則、告示、通知が一通り把握できていること、②人事委員会として様々な様式を定めている中、どの様式の、どの部分の押印省略が可能であるか提出者に容易にわかるようにすることが望ましいことから、押印省略が可能である旨を直接規則、様式等に明記するという方法で対応。

※知事部局は、押印省略を原則とする通則を定めるという方法で対応。

○押印省略の明記のほか、関係する様式について所要の規定の整備を行う（電子申請システムを用いた届出については押印省略可能とする等）。

〔規則の公布日に施行〕

【質 疑】

委 員

鳥取県に提出する書類の押印の省略に関して、適用除外の書類に「提出者の実印による押印を要する書類」があるが、人事委員会が提出を求める書類の中に、実印が必要なものがあるか。

事務局

ない。戸籍謄本を要求するものなどがあるが、実印までは求めていない。

委 員

趣旨に「電子申請システムを用いた届出」の記載がある。これは趣旨が違うものに見えるが。

事務局

若干異なる。

既に、一部の任命権者において扶養親族届、通勤届等について、庁内 LAN システムによる申請・承認を行っている。

手続の簡素化の観点からも、今回こういったものも認めておこうという趣旨である。

委 員

今回、電子申請システムを用いた届出として改正対象となるものはあるのか。

事務局

通知の改正中、通勤届等がそれに該当する。

オンラインシステムによる申請であれば、本人申請であることが明らかであり、氏名自署・押印省略の趣旨に沿っていると考えている。

4 報告第 1 号

平成 23 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 B）の採用候補者について、事務局が説明した。

【説 明】

① 実施結果

受験者数等

| 試験区分 | 公告時採用 予定者数 | 申込者数 | 第1次試験 受験者数 (A) | 第1次試験 合格者数 | 第2次試験 受験者数 | 採用 候補者数 (B) | 受験 競争率 (A/B) |
|-------------|---------------|----------|----------------------|---------------|---------------|-------------------|--------------------|
| 警察官 (男性) | 名程度 20 | 名 151 | 名 124 | 名 90 | 名 86 | 名 35 | 倍 3.5 |
| 警察官 (女性) | 3 | 26 | 22 | 11 | 11 | 8 | 2.8 |
| 合計 | 23 | 177 | 146 | 101 | 97 | 43 | 3.4 |

② 試験日程

| | | |
|-------|----------|------------------------------|
| 第1次試験 | 試験日 | 9月18日(日) |
| | 試験会場 | 鳥取会場：鳥取大学農学部 米子会場：西部総合事務所 |
| | 試験種目 | 教養試験(多肢選択式)、作文試験 |
| | 合格者発表日 | 10月5日(水) |
| 第2次試験 | 試験日 | 11月7日(月)、8日(火) |
| | 試験会場 | 県庁第2庁舎、県警察本部庁舎及び県警察学校 |
| | 試験種目 | 人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査、体力検査 |
| | 採用候補者発表日 | 11月29日(火) |

※第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施した作文試験の評価は第2次試験で行いました。(第1次試験合格者のみ採点しました。)

5 報告第2号

平成23年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(警察事務))の採用候補者について、事務局が説明した。

【説明】

① 実施結果

受験者数等

| 試験区分 | 公告時採用 予定者数 | 申込者数 | 第1次試験 受験者数 (A) | 第1次試験 合格者数 | 第2次試験 受験者数 | 採用 候補者数 (B) | 受験 競争率 (A/B) |
|------|---------------|---------|----------------------|---------------|---------------|-------------------|--------------------|
| 警察事務 | 名程度 5 | 149(72) | 名 116(60) | 名 18(11) | 名 18(11) | 名 5(5) | 倍 23.2 |

※表中の()は女性の内数

② 試験日程

| | | |
|-------|----------|--------------------------------------|
| 第1次試験 | 試験日 | 9月25日(日) |
| | 試験会場 | 鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 |
| | 試験種目 | 教養試験(多肢選択式)、作文試験 |
| | 合格者発表日 | 10月5日(水) |
| 第2次試験 | 試験日 | 11月4日(金) |
| | 試験会場 | 県警察本部庁舎会議室 |
| | 試験種目 | 人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査 |
| | 採用候補者発表日 | 11月29日(火) |

※第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施した作文試験の評価は第2次試験で行いました。(第1次試験合格者のみ採点しました。)

| |
|---------------|
| 7 次回の人事委員会の開催 |
|---------------|

平成23年12月16日(金) 午後2時から開催することとした。